

令和元年度 10月～ 幼稚園預かり保育の申込みについて

- ◆ 預かり保育の申し込みは毎年必要です。
- ◆ 10月からの幼児教育・保育無償化に伴い、公立幼稚園の預かり保育料は無償となります。ただし、無償化の対象となるには「保育の必要性の認定」（裏面参照）を受ける必要があります。※就労時間が月60時間未満の場合等、要件を満たさない場合は保育料が必要になります。

以下の内容をご確認いただき、提出期限を守って、提出書類等に誤りがないようお願いいたします。

① 対象児

幼稚園が実施する通常の教育時間終了後に、就労等により家庭での保育が困難な4歳児・5歳児
※3歳児の預かり保育を実施する園もあります。

（預かり保育は、長期休業中も行いますが、12/29～翌年1/3、3/31～4/2はお休みします。）

【3歳児の預かり保育を実施する園】

幼稚園名		幼稚園名		幼稚園名		幼稚園名	
上高瀬幼稚園		辻幼稚園	○	下高瀬幼稚園		平石幼稚園	○
勝間幼稚園		河内幼稚園	○	吉津幼稚園		曾保幼稚園	○
比地二幼稚園		大野幼稚園	○	豊中幼稚園	○	財田幼稚園	○
二ノ宮幼稚園	○	神田幼稚園	休園	松崎幼稚園	○		
麻幼稚園	○	大見幼稚園		詫間幼稚園	○		

② 手続き方法

【提出書類】

- 1、預かり保育申込書
 - 2、子育てのための施設等利用給付認定申請書
 - 3、保育が必要であることを証する書類（就労証明書・各種手帳の写し等）※裏面参照
- ※申込書等の必要書類は、幼稚園・保育幼稚園課にあります。

【提出先】

- ・通園中の幼稚園

【申込み期限】

- ・年度途中から利用する場合 ⇒ 利用希望月の前月18日まで
※年度途中の入園の場合は、入園申込みと同時に申込みしてください。
※前月18日までに申請できない場合は、翌々月からの利用になります。

<問い合わせ>三豊市健康福祉部保育幼稚園課
TEL:0875-73-3036 FAX:0875-73-3023
E-mail: hoiku@city.mitoyo.lg.jp

③ 預かり保育時間と保育料

- ・「保育を必要とする事由」に該当 ⇒ 無料
- ・該当しない場合は下記の料金表のとおり

	預かり保育時間	保育料
通常保育時間終了後	14時～最長18時	日額：400円
振替休業日	8時～最長18時	日額：600円
長期休業中	8時～最長18時	日額：600円

※特別な事由により、早朝7時30分から保育を希望する方は、あらかじめ幼稚園へ申し出てください。

④ 預かり保育の要件

預かり保育を利用するには、下記の「保育を必要とする事由」に該当する必要があります。

【保育を必要とする事由】（新2号認定）

事由	保護者の状況	利用できる期間	必要書類
① 就労	月60時間以上の就労をしている ※月60時間未満の場合は、保育料が必要	就労が継続している間	就労証明書または 就労申立書
② 妊娠・出産	母親が産前産後であること	予定日の2か月前から出産後 8週間を経過する日の翌日が 属する月末まで	母子手帳の写し
③ 疾病・障がい	病気やけが、障がい有しており、保育が困難な状態	疾病等が回復するまで	診断書の写し等
④ 親族の介護・看護	親族を常に介護することが必要で、保育が困難な状態	介護・看護の必要がなくなるまで	介護・看護状況申立書 介護保険証の写し等
⑤ 災害・復旧	地震、風水害等の災害復旧にあっている	復旧が終了するまで	罹災証明書
⑥ 求職活動	求職活動のため、保育が困難な状態	預かり保育利用開始から90日 を経過する日の月末	求職活動申出書
⑦ 就学	職業訓練校、専門学校、大学等に就学中	就学期間中	就学証明書

・就労時間が「月60時間以上」の目安としては、**1日4時間で就労日数が月15日を超える**場合となります。

・上記①～⑦の要件に該当しなくなった場合（保育を必要とする理由がない場合）は、預かり保育の無償化の対象とはなりません。

⑤ 許可

申込みの内容を審査し、「預かり保育許可決定等通知書」により、幼稚園を通じて保護者へ通知します。

⑥ 中止（休止）と取消し

- ・預かり保育を中止（休止）する場合は、「預かり保育中止（休止）届出書」を幼稚園に提出してください。
- ・預かり保育の利用回数が極端に少ない場合、要件を満たさなくなった場合、許可を取消すことがあります。

⑦ その他

・長期休業中は給食がありませんので、お弁当持参でお願いいたします。